

2018年2月23日

消費者庁長官 岡村和美様  
遺伝子組換え表示制度に関する検討会座長 湯川剛一郎様

パルシステム生活協同組合連合会  
代表理事 理事長 石田 敏史

## 「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」への意見

私たちパルシステムグループは、「心豊かなくらしと共生の社会を創ります」を基本理念とし、組合員約193万世帯を組織する生活協同組合のグループです。産直を通じて消費と生産をつなぎ、互いが助け合い、資源循環と持続可能性のある社会づくりを追求しております。

消費者庁での「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」において報告書がまとめられておりますが、表示義務対象を広げないまま、意図せざる混入率の厳格化だけが行われようとしていることに強い懸念があります。

パルシステムグループでは、遺伝子組換え技術で生産された作物及びそれを主原料として使用された食品は、原則として取り扱わないことを方針化し、一部の多国籍企業による種子独占に反対し、日本の種子と農業技術を大切にする運動を広げています。また、消費者が選択できるようすべての遺伝子組換え作物・食品の表示義務化、トレーサビリティの保証をこれまで日本政府に要請してきました。世界中にあふれる遺伝子組換え食品は、気づかぬうちに口にしているのが現状であり、消費者の知る権利・選ぶ権利を保障する遺伝子組換え表示制度への改正を求める、以下要望します。

### 1. すべての食品を遺伝子組換え表示の対象としてください。

現行の表示制度では、表示義務対象が8農産物とこれらを原材料とした33加工食品群と限られており、消費者の知る権利・選ぶ権利に応えていません。また、表示義務対象であっても、重量上位3位まで、かつ重量5%以上でなければ「遺伝子組換え」と表示する義務はないため、多くの食品が表示を免れており、消費者は気づかぬうちに遺伝子組換え原料を使った食品を口にしているのが実態です。検討会の報告書案では、組換えDNA等が残存する品目に表示対象を限定する現行制度維持となっていますが、DNA等が残存しなくてもIPハンドリングの書類確認や原料農産物のサンプリング検査、事業者聞き取り調査等を組み合わせることで、表示の信頼性及び監視可能性は現状の運用でも十分確保できると考えます。

すべての食品を対象に、遺伝子組換え原料を使用していれば「遺伝子組換え」と表示する、消費者にとって分かりやすい表示制度への改正を求めます。

### 2. 意図せざる混入率については、「遺伝子組換えでない」食品の流通が減少しない制度設計にしてください。

意図せざる混入率は、「遺伝子組換えでない」食品を消費者に広く提供するための分別管理の精度の問題であり、厳格化によって「遺伝子組換えでない」食品をつくる事業者が減少してしまっては本末転倒です。「遺伝子組換えでない」食品をつくるために、事業者はコストをかけて分別生産流通を行っています。そのような事業者にとっては、厳格化により不分別食品との価格差が広がるため、「遺伝子組換えでない」食品をつくるなくなる恐れがあります。これは消費者にとっても不利益が生じます。

意図せざる混入率の見直しについては、「遺伝子組換えでない」食品の流通が減少しないような制度設計にしてください。

以上